

平成29年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1 基本方針

家庭的保育事業等を行うものに対して、児童福祉法並びに各市町村（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2 対象事業

各市町村において実施される、次に掲げる事業とする。

- ① 小規模保育事業
- ② 事業所内保育事業
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

※③④の事業について、平成29年4月1日現在、各市町村での実施がない。

3 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施方針

① 指導監査の方法

- ア 指導監査は「一般指導監査」と「特別指導監査」に分けて実施する。
- イ 一般指導監査は児童福祉法施行令第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所において「実地検査」を行う。
- ウ 特別指導監査は中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱第6条第3項第1号の各事項に該当する事業所を対象に随時実施する。

② 指導事項に対する是正・改善等の措置

- ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。
また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。
- イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、関係市町村長へ必要な行政上の措置を取るよう通知する。

4 指導監査の重点事項

- (1) 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が整備され、非常災害に対する具体的な計画を立てているか。

- また、毎月1回以上の避難及び消火訓練を実施しているか。
- (2) 事業に従事する職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しているか。
- (3) 利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。
- (4) 給食について、必要な栄養所要量が確保されているか。
また、嗜好調査、残食調査、検食、アレルギー対応等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。
- (5) 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を行っているか。
- (6) 職員の健康診断が実施されているか。
特に、利用乳幼児の食事を調理する者については、綿密な注意が払われているか。
(毎月の検便等)
- (7) 職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。
- (8) 利用乳幼児又はその保護者からの苦情を受け付けるための窓口等を設置する等必要な措置を講じているか。
- (9) 利用定員、面積基準、配置基準に基づく必要な職員(有資格者)が確保されているか。

5. 平成29年度指導監査実施数(予定)

	小規模保育事業		事業所内 保育事業		家庭的保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖縄市	4	4	1	1	—	—	—	—	5	5
うるま市	4	4	0	0	—	—	—	—	4	4
宜野湾市	14	14	1	1	—	—	—	—	15	15
北谷町	3	3	1	1	—	—	—	—	4	4
嘉手納町	2	2	1	1	—	—	—	—	3	3
西原町	2	2	1	1	—	—	—	—	3	3
読谷村	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0
北中城村	0	0	1	1	—	—	—	—	1	1
中城村	1	1	1	1	—	—	—	—	2	2
	30	30	7	7	—	—	—	—	37	37